

議案第 31 号

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部改正について

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

里庄町介護老人保健施設里見川荘を健全に運営し、国が定める在宅復帰・在宅療養支援等の指標を維持するため、介護サービスを必要とする者のニーズに応え、施設利用前から、又は施設退所後において持続的な支援サービスを提供できるよう、施設が実施する事業について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例

里庄町介護老人保健施設設置条例（平成4年里庄町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション

別表通所リハビリテーションの項の前に次のように加える。

訪問リハビリテーション	法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
-------------	---

別表介護保健施設サービスの項の次に次のように加える。

介護予防訪問リハビリテーション	法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
-----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。